

今月の税務トピックス

(企業等の生産性向上を促すための 電子帳簿等保存法の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

平成27年度税制改正では、納税者の税務関係書類の保存に係るコスト削減等を図る観点から、重要書類（契約書・領収書等をいいます。以下同じ）に係る金額基準（3万円未満）が廃止されるなどスキャナ保存制度の要件が緩和されました。

令和2年度税制改正では、経理・税務手続の電子化・自動化によるバックオフィスの効率化を図る観点から、重要書類の授受及び保存について電子化を推進するとともに、クラウドを活用したサービスやキャッシュレス決済の普及等を踏まえ、国税関係書類帳簿書類の電子帳簿等保存の制度が見直されたようですが、その内容と実務上の留意点について教えてください。

I 現行制度の概要

スキャナ保存の対象とされる重要書類については、適正な事務処理の実施を担保する規程の整備及びこれに基づき事務処理を実施していること（適正事務処理要件を満たしていること）がスキャナ保存に係る承認の要件とされています（電帳規3③）。「適正事務処理要件」とは、内部統制を担保するために、相互けん制、定期的なチェック及び再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していることとされています（電帳規3⑤四）。

重要書類以外の書類のスキャナ保存要件では、カラーでの保存が不要とされており、グレースケール（いわゆる「白黒」）の保存でも可能とされます（電帳規3⑥）。

また、スキャナで読み取る際に必要とされている入力者等のタイムスタンプを付すとともに、入力者等に関する情報の保存が要件とされています（電帳規3⑤三）。

II 令和2年度税制改正

国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引とされます。）を行った場合の電磁的記録

の保存方法の範囲に、次の掲げる2つの選択肢が追加されました。

- ① 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その取引情報の授受を行うこと（新電帳規8①一）。
- ② 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含みます。）において、その電磁的記録の授受及び保存を行うこと（新電帳規8①三）。

III 適用関係

前述したIIの改正は、令和2年10月1日から適用されます（令和2年改正電帳規附則1）。

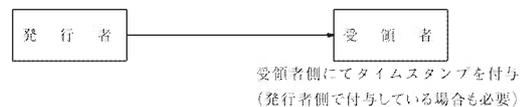
おわりに

令和2年度税制改正を受けて、令和2年6月30日に電子取引制度の概要等又は基本的事項、保存方法、検索機能及びタイムスタンプの適用要件の詳細が記載された「電子帳簿保存法一問一答（全28問）」が公表されていますので、確認して下さい。

図表:電子的に受領した重要書類をデータのまま保存する方法

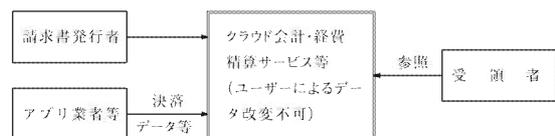
【現行制度】

- ① データの受領後遅滞なくタイムスタンプを付与
- ② 改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用
- ③ 紙で受領した重要書類をスキャンしたデータを保存する場合には、税務署長の承認が必要。しかし、もともと電子的に受領したデータについては、税務署長の承認が不要。



【改正後】③④の選択肢が追加

- ③ ユーザー(受領者)が自由にデータを改変できないシステム(サービス)を利用
- ④ 発行者側でタイムスタンプを付与



③④ ①から④のいずれの場合にもデータが適正に保存されていれば、紙の重要書類の受領やスキャン作業は不要とされました。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。